

○電波法施行規則第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第二号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件(平成十七年総務省告示第千三百十二号)の一部を改正する件 新旧対照表 (傍線部分が改正部分)

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 <del>施行規則第五十一条の九の六第一号(3)の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。</del></p> <p><del>九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数</del></p> <p><del>九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数</del></p> <p><del>一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数</del></p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (同上)</p> <p>二 <del>施行規則第五十一条の九の六第一号(3)の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。</del></p> <p><del>八九一MHzを超え八九三MHz以下の周波数</del></p> <p>九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数</p> <p><del>一、四五三MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数</del></p> <p><del>一、四六八MHzを超え一、四七七MHz以下の周波数</del></p> <p>三 (同上)</p>